

固定費の配分方法(2:1:1法、2:1法)

固定費(販売電力量の増減とは直接の関係がなく固定的に発生する費用であり、概ねkWに比例する原価が対象)の需要種別への配分方法で、以下の2つの方法がある。

▶「2:1:1法」～以下の3項目の合成により固定費を配分する方法(水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネ等発電費、送電費、受電用 変電サービス費、給電費のうち固定費に配分された費用)。

(1)各需要種別の最大電力(kW)の百分率に「2」のウェイト。

(2)夏期及び冬期の尖頭時における各需要種別の需要電力の百分率に「1(夏期:0.5、冬期:0.5)」のウェイト。

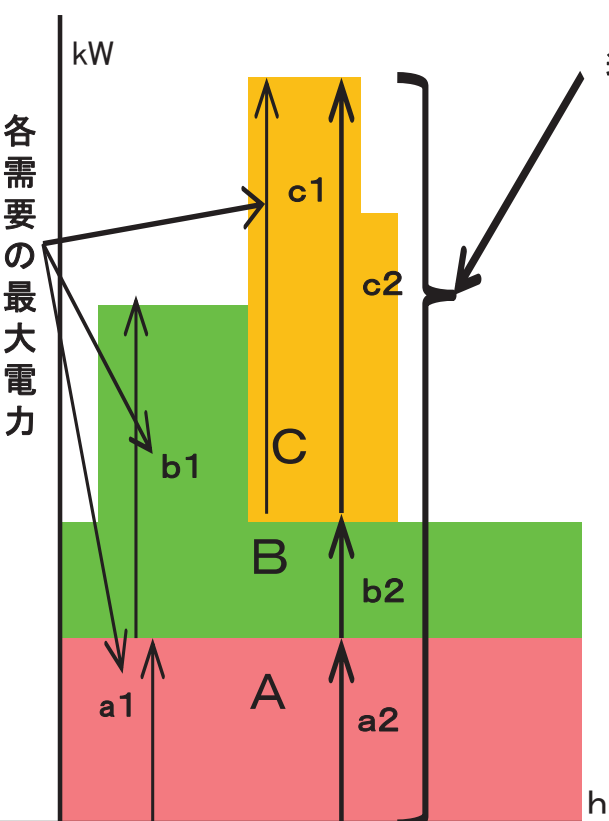
(3)各需要種別の電力量(kWh)の百分率に「1」のウェイト。

▶「2:1法」～以下の2項目の合成により固定費を配分する方法(配電用変電サービス費、高圧配電費のうち固定費に配分された費用)。

(1)各需要種別の延契約電力(kW)の百分率に「2」のウェイト。

(2)各需要種別の電力量(kWh)の百分率に「1」のウェイト。

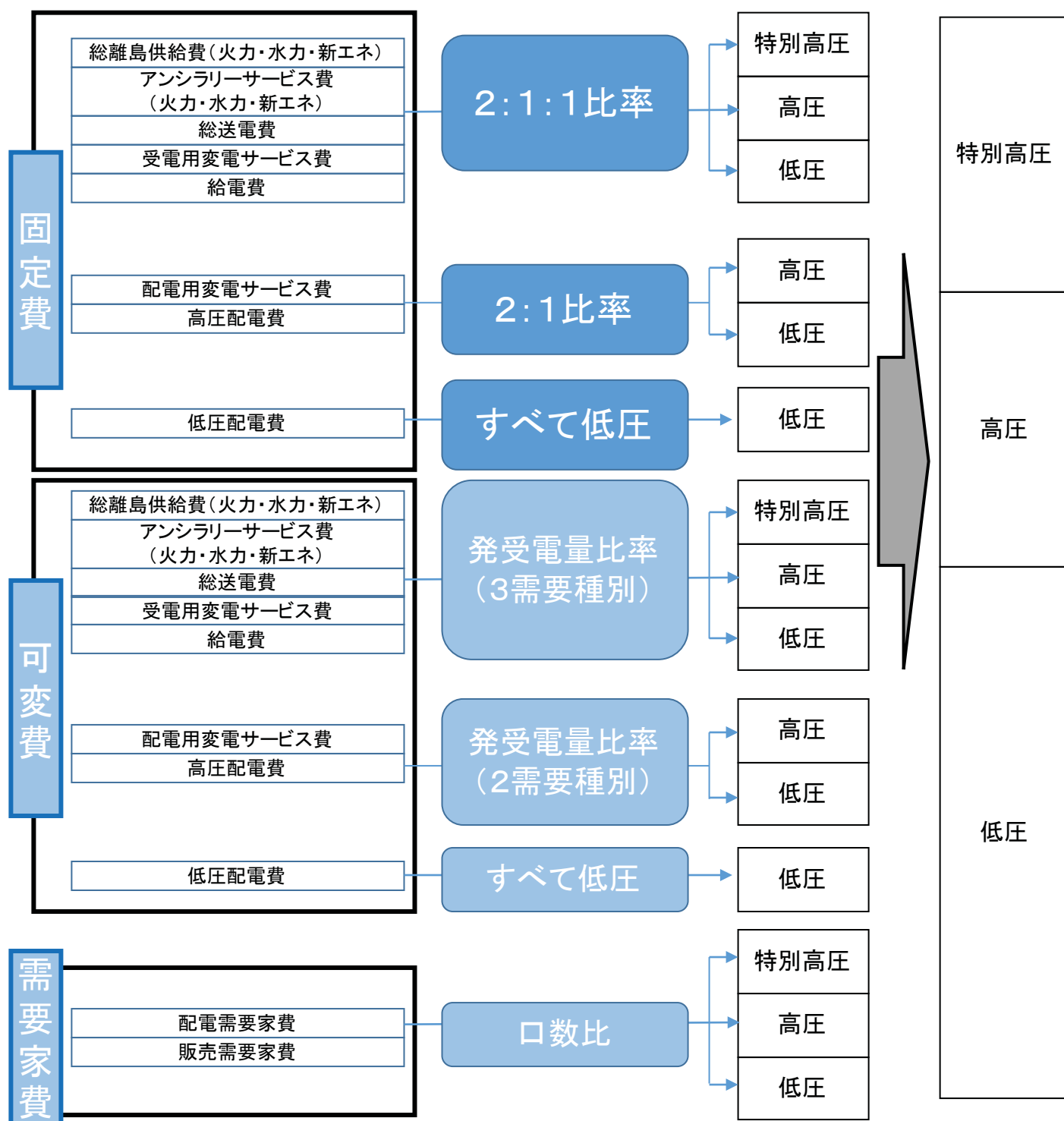
(一般電気事業供給約款料金算定規則第9条、第10条)



	最大電力の比	電力量の比	尖頭時の需要電力の比
需要A	$a1/(a1+b1+c1)$	$A/(A+B+C)$	$a2/(a2+b2+c2)$
需要B	$b1/(a1+b1+c1)$	$B/(A+B+C)$	$b2/(a2+b2+c2)$
需要C	$c1/(a1+b1+c1)$	$C/(A+B+C)$	$c2/(a2+b2+c2)$

ネットワーク総原価の電圧別の配分

- ネットワーク総原価における費用の大部分は固定費
- 固定費の配分は「2:1:1法」、「2:1法」、「すべて低圧」の3種類で実施



固定費の配分率

<3需要種別>

2:1:1法(現行)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
特別高圧	7.50%	19.19%	21.23%	25.41%	18.57%	24.26%	23.58%	13.48%	17.59%	13.94%	18.48%
高圧	44.18%	43.21%	34.53%	37.92%	42.33%	33.73%	37.40%	42.70%	37.39%	39.98%	39.34%
低圧	48.33%	37.60%	44.24%	36.67%	39.09%	42.02%	39.02%	43.82%	45.01%	46.08%	42.19%

(参考)

最大電力(各需要種別での年間最大電力(kW))の比率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
特別高圧	5.68%	18.05%	18.71%	23.19%	15.54%	21.79%	20.37%	10.79%	15.59%	12.34%	16.21%
高圧	41.33%	45.65%	34.31%	37.43%	43.10%	35.22%	39.31%	45.76%	38.87%	41.62%	40.26%
低圧	52.99%	36.30%	46.98%	39.38%	41.36%	42.99%	40.32%	43.45%	45.53%	46.04%	43.53%

年間での尖頭時の電力(kW)に基づく比率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
特別高圧	6.39%	16.39%	19.21%	24.63%	16.32%	24.47%	22.57%	11.13%	16.17%	13.70%	17.10%
高圧	46.42%	47.49%	36.54%	40.69%	46.23%	39.73%	43.73%	51.59%	41.69%	46.23%	44.03%
低圧	47.20%	36.12%	44.25%	34.68%	37.45%	35.80%	33.70%	37.27%	42.14%	40.07%	38.87%

発受電量(各需要種別の電力量(kWh))の比率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
特別高圧	11.61%	24.07%	27.69%	30.40%	26.12%	31.17%	31.84%	20.47%	22.97%	17.52%	24.39%
高圧	41.50%	38.94%	35.01%	36.74%	39.37%	31.61%	32.29%	38.00%	34.57%	37.55%	36.56%
低圧	46.89%	36.99%	37.30%	32.86%	34.50%	37.22%	35.87%	41.54%	42.46%	44.94%	39.06%

(※)10社の構成比を単純平均したもの

<2需要種別>

2:1法(現行)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
高圧	32.19%	34.52%	30.87%	35.14%	37.05%	32.29%	35.38%	32.85%	29.47%	30.84%	33.06%
低圧	67.81%	65.48%	69.13%	64.86%	62.95%	67.71%	64.62%	67.15%	70.53%	69.16%	66.94%

(参考)

最大電力(各需要種別での年間最大電力(kW))の比率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
高圧	43.82%	55.70%	42.21%	48.73%	51.03%	45.03%	49.37%	51.30%	46.06%	47.48%	48.07%
低圧	56.18%	44.30%	57.79%	51.27%	48.97%	54.97%	50.63%	48.70%	53.94%	52.52%	51.93%

延契約電力(kW)に基づく比率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
高圧	24.82%	26.14%	22.10%	26.31%	28.93%	25.47%	29.38%	25.39%	21.76%	23.50%	25.38%
低圧	75.18%	73.86%	77.90%	73.69%	71.07%	74.53%	70.62%	74.61%	78.24%	76.50%	74.62%

年間での尖頭時の電力に基づく比率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
高圧	49.58%	56.80%	45.23%	53.99%	55.25%	52.61%	56.47%	58.05%	49.73%	53.57%	53.13%
低圧	50.42%	43.20%	54.77%	46.01%	44.75%	47.39%	43.53%	41.95%	50.27%	46.43%	46.87%

発電電量(各需要種別の電力量(kWh))の比率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均 (※)
高圧	46.95%	51.28%	48.42%	52.79%	53.30%	45.93%	47.38%	47.77%	44.88%	45.52%	48.42%
低圧	53.05%	48.72%	51.58%	47.21%	46.70%	54.07%	52.62%	52.23%	55.12%	54.48%	51.58%

(※)10社の構成比を単純平均したもの

電力10社の開示状況(平成28年6月27日現在)

資料4

○検針票による情報提供(低圧)

	託送料金相当額	使用済燃料再処理等 既発電費相当額	電源開発促進税	再生可能エネルギー発電 促進賦課金
北海道	○	○	×	○
東北	○	○	×	○
東京	○	○	○	○
中部	○	○	×	○
北陸	○	○	×	○
関西	○	○	×	○
中国	○	○	×	○
四国	○	○	×	○
九州	○	○	×	○
沖縄	○	—	×	○

(注) 情報提供が確認できた場合は「○」、確認できなかった場合は「×」、該当しない場合は「—」と記載。

※各社の検針票より。

○ホームページによる情報提供

	託送料金相当額	使用済燃料再処理等既発 電費相当額	電源開発促進税	再生可能エネルギー発電 促進賦課金
北海道	託送供給等約款適用料金 相当額等	託送供給等約款適用料金 相当額等	×	再生可能エネルギー発電 促進賦課金
東北	託送料金相当額等につい て	託送料金相当額等につい て	×	再生可能エネルギー発電 促進賦課金
東京	託送料金相当額等につい て	託送料金相当額等につい て	託送料金相当額等につい て	賦課金等について
中部	託送料金相当額について	託送料金相当額について	×	再生可能エネルギー発電 促進賦課金
北陸	託送料金相当額および使 用済燃料再処理等既発電 費相当額について	託送料金相当額および使 用済燃料再処理等既発電 費相当額について	×	再生可能エネルギーの固 定価格買取制度
関西	託送料金相当額について	託送料金相当額について	×	再生可能エネルギーの買 取制度について
中国	託送料金相当額および使 用済燃料再処理等既発電 費相当額について	託送料金相当額および使 用済燃料再処理等既発電 費相当額について	×	再生可能エネルギー発電 促進賦課金について
四国	託送料金相当額	託送料金相当額	×	再生可能エネルギー発電 促進賦課金単価表
九州	託送料金相当額について	託送料金相当額について	×	再生可能エネルギー発電 促進賦課金について
沖縄	託送料金相当額の計算方 法	—	×	再生可能エネルギー発電 促進賦課金について

(注) 各社のホームページの掲載場所を記載。情報提供が確認できなかった場合は「×」、該当しない場合は「—」。

※なお、電源開発促進税は、資源エネルギー庁電力基本政策小委員会において、国による情報提供を行っていくことが望ましいと整理されており、現在、資源エネルギー庁において消費者への情報提供の方法を検討している。

審 議 経 過

開催日	議事内容
第1回 平成28年5月23日	・電力託送料金の査定方法
第2回 平成28年6月3日	・電力託送料金制度等に関するヒアリング 松村敏弘(東京大学社会科学研究所教授) 山内弘隆(一橋大学大学院商学研究科教授)
第3回 平成28年6月13日	・電力託送料金に関する送配電事業者からのヒアリング 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 北海道電力株式会社 中国電力株式会社 ・電力託送料金の査定方法等についてのヒアリング 資源エネルギー庁 電力・ガス取引監視等委員会
第4回 平成28年6月29日	・欧米の電力託送料金制度に関するヒアリング 服部徹(電力中央研究所社会経済研究所上席研究員) ・電力託送料金の国際比較について
第5回 平成28年7月8日	・電力託送料金に関する調査会の取りまとめについて
第6回 平成28年7月15日	・電力託送料金に関する調査会の取りまとめについて

電力託送料金に関する調査会
委員名簿

座長 古城 誠 上智大学法学部教授

座長代理 井手 秀樹 慶応義塾大学名誉教授

太田 康広 慶応義塾大学大学院経営管理研究科教授

古賀 真子 特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン理事長

白山 真一 公認会計士

陶山 恵子 北九州市消費者団体連絡会参与

安田 陽 関西大学システム理工学部准教授

矢野 洋子 前東京消費者団体連絡センター事務局長

以上8名

※ なお、消費者委員会の蟹瀬令子委員、長田三紀委員が電力託送料金に関する調査会の担当委員として、調査審議に参画する。